

重度心身障害者医療費 後払いモデル事業について

山梨県 福祉保健部 障害福祉課

本モデル事業の目的

目的

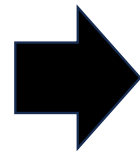
重度心身障害者医療費助成制度において、医療機関の窓口での現金支払いを不要とする仕組みを取り入れ、受給者の皆さまの会計時の負担軽減を図ります。

これまでのモデル事業について

- 電子版かかりつけ連携手帳電子決済モデル事業
スマートフォンアプリ「電子版かかりつけ連携手帳」で
電子決済をおこなう仕組み



スマートフォンにアプリを
インストールし、登録



スマートフォンでQRコードを
読み取り、電子決済する

これまでのモデル事業の課題

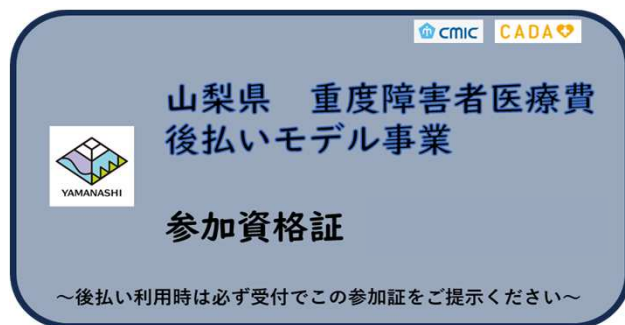
- スマートフォンの利用が必要
 - ⇒ アプリの使い方や登録の方法が難しい
 - ⇒ 病院の電波が悪くて繋がらない
 - ⇒ 携帯を変えると再登録が必要
- 山梨中央銀行の預金口座が必要
- 使用できる病院が少ない

新たなモデル事業について

■医療費後払いモデル事業

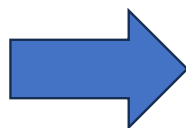
スマートフォンを使用せず、クレジット決済によって後払いとすることで現金支払いを不要にする仕組みを採用

(※イメージ)



受診時

提示すると
現金支払い不要



助成金
入金後



口座から
引き落としされる

医療費後払いモデル事業について

■ 実施医療機関（令和8年4月時点）

山梨県立中央病院・山梨大学医学部付属病院

及び上記2病院の門前薬局3か所

（サンロード調剤富士見店、甲府調剤センター県病院前、山梨調剤センター薬局）

⇒ 医療機関の拡大に向けて協議を進めています。

■ 対象となる医療費（令和8年4月時点）

医療保険の適用となる診療かつ外来診療が利用可能

⇒ 入院費への拡大についても今後検討を行って参ります。